



ていり

市議会だより

■発行：天理市議会
■編集：議会広報編集委員会
<http://www.tenri-gikai.jp/>

〒632-8555
天理市川原城町605
TEL.0743-63-1001
FAX.0743-63-4502

No.47

2009年 2月15日



ひろせかつや
去る1月21日、法政大学法学部教授の廣瀬克哉氏を講師に招き、議員はもとより、市幹部職員も参加し「議員研修会」を開催しました。

本研修会は、「二元代表制～議会改革と議会基本条例」をテーマに、先進地の取り組みや、様々な角度や視点から、地方分権下における地方議会、地方自治のあり方や市民、市長、議会との関係等、全国的に広がりつつある「議会改革の必要性」と「議会基本条例の必要性」について、よりわかりやすく問題提起を受けました。

市議会では、研修会で学んだ様々な課題について、十分に協議検討し「議会改革」、「議会基本条例の制定」に向けて取り組んでいます。

CONTENTS

| | |
|---------------|------|
| 12月定例会 | 2 |
| 議員の出席状況ほか | 3 |
| 委員会審査の概要ほか | 3～4 |
| 一般質問ほか | 5～7 |
| 議会改革推進特別委員会報告 | 8～15 |
| とびくすほか | 16 |

12月定例会

一般会計補正予算など15議案を可決 議員の定数条例18名で可決

平成20年第4回定例会は、12月4日に開会し、平成20年度一般会計補正予算をはじめ条例の一部改正など多数の重要案件を審議し、全て原案どおり可決し、17日閉会しました。

4日の本会議では、会期を18日までの15日間と決めた後、議事日程に入り、継続審査となっていた議会改革推進特別委員会の中間報告を行い、続いて報告、承認案が上程され、いずれも原案どおり承認しました。次に、市長から20年度一

般会計補正予算ほか13議案の提案説明があり、1日目を散会しました。

8日に再開された本会議では、1会派から代表質問と2議員からの一般質問に続き、上程された議案を各常任委員会に付託し、2日目を散会しました。

9日から12日までの間に各常任委員会が開かれ、それぞれ付託された議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

17日に再開された本会議では、3議員からの一般質問の後、各常任委員会に付託された議案について、各委員長より報告があり、いずれも原案どおり可決しました。

次に、国民健康保険条例の一部改正について市長より提案説明があり、委員会付託を省略し、原案どおり可決しました。

次に、人権擁護委員の推薦についての諮問案が上程され、引き続き、庵治町の森内シヅエ氏を承認しました。

次に、決議案3件（4・16ページ要旨掲載）が上程され、いずれも原案どおり可決しました。

続いて、議員より天理市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について2件の発議案が提出され、それぞれ1議員より反対討論の後、起立採決により16名の改正案は起立少数で否決

され、18名の改正案が賛成多数で可決しました。（次期一般選挙より適用されます）

最後に、議会改革推進特別委員会の委員を10名増員して議員全員の19名とし、本定例会を閉会しました。

豊かな住みよいまちづくりを

寒さ厳しい日が続いておりますが、市民の皆様には希望に満ちた輝かしい新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げますとともに平素は、市議会に深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

本市議会では、昨年3月「議会改革推進特別委員会」を設置し、議員定数、議員報酬、政務調査費、及び議会改革について検討を重ねてまいりました。議会の活性化、市民に身近な議会、開かれた議会の実現に向け、今後も邁進する決意でございます。

また、長期化する経済不況により、市民の生活は多大な影響を受け、行政需要はますます複雑多様化するなど、本市を取り巻く諸情勢はまことに厳しく克服すべき多くの課題を抱えておりますが、より豊かな住みよいまちづくりを目指して、今後さらに創意工夫を重ね、市民の皆様のご期待に応えられるよう誠心誠意取り組んでまいり所存であります。

今後とも市民の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



議長 今西 康世

議員出席状況 (平成20年1月～12月)

| 議 会 | 委員会等の名称 | 人員 | 会議 日数 | 出 席 延 人員 | 委員会等の名称 | 人員 | 会議 日数 | 出 席 延 人員 |
|--|-----------|----|----------|-------------------|-----------|----|----------|-------------------|
| | 定例会 (本会議) | 19 | 12 | 225 | 臨時会 (本会議) | 19 | 1 | 19 |
| 常任委員会 (4委員会) | 5 | 16 | 80 | 議会運営委員会 | 6 | 24 | 142 | |
| 議会広報編集委員会 | 6 | 12 | 68 | 予算審査特別委員会 | 9 | 1 | 9 | |
| 安全・安心のまちづくり推進特別委員会 | 9 | 2 | 17 | 決算特別委員会 | 9 | 1 | 9 | |
| 議会改革推進特別委員会 <small>*13日のうち4日は 全議員が対象</small> | 9 | 13 | 149 | | | | | |

注) 会議等が開催されていない委員会などについては省略しています。

| 行 政 委 員 会 等 | 委員会等の名称 | 人員 | 会議 日数 | 出 席 延 人員 | 委員会等の名称 | 人員 | 会議 日数 | 出 席 延 人員 |
|----------------------------|---------|----|----------|------------------------|---------------|----|----------|-------------------|
| | 監査委員 | 1 | 16 | 16 | 社会福祉事業団理事・評議員 | 1 | 2 | 0 |
| 山辺広域行政事務組合議会 | 7 | 3 | 21 | 社会福祉協議会理事会 | 1 | 2 | 2 | |
| 農業委員会 | 3 | 12 | 36 | 社会福祉協議会評議員会 | 1 | 2 | 1 | |
| 表彰審査委員会 | 2 | 1 | 2 | シルバー人材センター理事会 | 1 | 3 | 2 | |
| 暴力団排除推進協議会 | 1 | 1 | 1 | てくてくてんりウォーキングフェスタ実行委員会 | 1 | 4 | 4 | |
| 天理山辺防犯協議会理事会 | 1 | 1 | 1 | 都市計画審議会 | 5 | 3 | 14 | |
| 生活安全推進協議会 | 1 | 1 | 1 | 育英会 | 1 | 1 | 1 | |
| 天理山辺交通対策協議会 | 1 | 3 | 3 | 公民館運営審議会 | 1 | 3 | 3 | |
| 国民健康保険運営協議会 | 2 | 2 | 4 | 社会教育委員会議 | 1 | 6 | 6 | |
| 人権教育推進協議会 | 1 | 16 | 16 | 「天理っ子」育成推進本部委員 | 1 | 1 | 1 | |
| 人権ネットワーク会議 | 2 | 4 | 4 | 中小企業振興対策審議会 | 3 | 1 | 3 | |
| 男女共同参画プラザ運営審議会 | 1 | 3 | 3 | 青少年健全育成天理市民会議 | 1 | 5 | 3 | |
| 総合計画審議会 | 5 | 2 | 10 | 文化センター運営審議会 | 2 | 1 | 2 | |
| 介護保険事業等推進協議会 | 1 | 4 | 3 | 明るい選挙推進協議会 | 1 | 1 | 1 | |
| 地域包括支援センター運営協議会 | 1 | 1 | 1 | 地域公共交通活性化協議会 | 1 | 3 | 3 | |
| 休日応急診療運営協議会 | 2 | 1 | 2 | 天理の環境と命を守る会 | 5 | 1 | 4 | |
| 水道水源保護審議会 | 1 | 1 | 1 | | | | | |

常任委員会審査の概要

文教民生委員会

可決された議案

●平成20年度介護保険特別会計補正予算

〔内容〕歳入歳出予算の総額を35億2千782万3千円に定める。歳出の内容は介護認定審査会費であり、歳入は国庫補助金等で充当。

●市立体育館条例の一部改正

〔内容〕使用料の還付及び減免をより詳細な規定に整備し、利用状況に即した使用料に改正するもの。

市民経済委員会

可決された議案

●平成20年度国民健康保険

○自立支援における介護者の相談体制の強化を積極的に検討されるよう要望。

特別会計補正予算

〔内容〕歳入歳出予算の総額を69億3千521万3千円に定める。歳出の主な内容は、後期高齢者支援金等であり、歳入は一般会計繰入金等で充当。

●市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正

〔内容〕分娩料を県下公的病院の水準並みに引き上げ、分娩により発生した重度脳性麻痺児と家族へ補償する産科医療補償制度への加入のため、掛金相当額を分娩料に上乘せするもの。

●火葬場の指定管理者の指定

〔内容〕天理市開発公社理事長、福井常夫氏を指定管理者に指定するもの。

建設水道委員会

可決された議案

●平成20年度大和都市計画

下水道事業特別会計補正予算

●「内容」歳入歳出予算の総額を59億7千923万6千円に定める。歳出の内容は、消費税及び地方消費税の中間納税等であり、歳入は国庫補助金等で充当。

●市営住宅条例の一部改正
「内容」入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩の確保に向け、暴力団員を排除するもの。

●改良住宅等条例の一部改正
「内容」前述と同様。

●天理駅前広場の指定管理者の指定
「内容」天理市開発公社理事長、福井常夫氏を指定管理者に指定するもの。

●市営住宅及び改良住宅の収入超過者への対応には万全を期され、より一層の公平を図られるよう要望。

総務財政委員会

可決された議案

●平成20年度一般会計補正予算
「内容」歳入歳出予算の総額を226億197万5千円に定める。歳出の主な内容は井戸堂学童保育所新築に伴う測量及び設計経費、心身障害者・老人・乳幼児等各福祉医療助成費、障害福祉関係扶助費の増額、各特別会計への繰入金等であり、歳入は国・県支出金等で充当。

●個人情報保護条例の一部改正
「内容」統計法の全部改正に伴う引用条文の変更等整備するもの。

●名阪高架下駐車場条例の制定
「内容」西名阪自動車道高架下の駐車場を公の施設と位置づけ、指定管理者制度を導入することで適正な管理・運営を行うため条例を制定するもの。

●自転車等駐車場の指定管理者の指定
「内容」駅前北及び南地下自転車等駐車場の指定管理者に天理市開発公社理事長、

福井常夫氏を指定するもの。
●山辺広域行政事務組合規約の変更
「内容」消防本部庁舎整備事業の実施にあたり、山辺広域振興基金を当該事業の財源の一部とできるよう規約を変更するもの。

●名阪高架下駐車場管理事業は当初の設置目的及び今日までの経過並びに現状等を十分精査され、今後の運営管理等も検討されるようとの意見。

市議会の主な動き

11月

- 21日 第3回奈良県市議会議長会
- 27日 議会運営委員会

12月

- 2日 第12回議会改革推進特別委員会
- 4日 第4回定例会開会
- 8日 定例会再開
- 9日 文教民生委員会
- 10日 市民経済委員会
- 11日 建設水道委員会
- 12日 総務財政委員会
- 17日 定例会閉会
- 18日 第13回議会改革推進特別委員会

1月

- 20日 議会広報編集委員会
- 21日 議員研修会
- 21日 第14回議会改革推進特別委員会
- 29日 議会広報編集委員会

2月

- 4日 全国高速自動車道市議会協議会総会
- 6日 議会運営委員会
- 9日 第15回議会改革推進特別委員会
- 12日 天理大学との学生議会

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書(要旨)

産科や小児科の閉鎖、地域医療の崩壊が大きな国民不安となっている。その中で奈良社会保険病院は、様々な医療の需要に応える地域に密着した中核的な病院としてだけでなく、産科医療、小児救急、看護師の養成など奈良県の医療を守るうえでも多大な貢献をしている。

ところが、社会保険庁の全国健康保険協会への移行に伴い、今年9月30日をもって社会保険病院や介護老人保健施設などの保有は、社会保険庁から「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」に移管され、平成22年10月を目途に適切な譲渡先を検討することとされている。

もし、経営移譲に伴い同病院が地域において果たしてきた医療機能が低下することになれば、地域住民の医療確保の困難だけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことが危惧される。

よって、国におかれては、奈良社会保険病院が地域医療において重要な役割を果たしてきたことに鑑み、地域の医療体制を損なわないためにも、引き続き公的病院として存続するよう強く要望する。

一般質問 (要旨)

今定例会では、会派代表質問を含め、6名の議員が一般質問を行いました。その件名と要旨を掲載します。詳細は、市議会ホームページ（会議録の閲覧と検索）をご覧ください。

会派「ニューホープ」

廣井 洋司 議員

ゴミ焼却灰処分場の今後の方向性と本市所有地の処理について

問 ごみの分別収集、リサイクル等で減量化を行っているが、焼却灰の処分について、第2処分場もあと数年で満杯となるため、第3処分場を旧月ヶ瀬村に土地買収されたが、一部買収出来ないままである。

現在第2処分場の延命として、大阪湾フェニックス

に依存しているが、第3処分場用地の見通しと、フェニックスの依存度と利用計画、また年間の費用は。

※ 大阪湾の埋立により、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するため生まれた施設

答 現在、フェニックスへは1千35トン搬入しているが、21年度から大阪市より3千500トンの増量枠の譲渡を受け、第2処分場の依存度を減らして延命を図ることで、平成33年度まで可能になると考える。

負担額は21年度予算で1千615万円余りを予算計上している。（環境経済部長）

問 ごみの焼却灰の処理方法として、溶融炉の設備投資は考えているのか。

答 溶融炉等の建設は、第3処分場と併せて、奈良市との協同など他の市町村の動向も十分に見極めながら検討したい。（市長）

防災対策と自主防災について

問 大災害が起きれば、道

路の寸断、通信網、電気、水道が遮断されるが、食料と飲料水の確保などは。

答 非常食の備蓄は、アルファ米を各小学校と市役所及び備蓄倉庫など計3千600リットルを分散備蓄し、食料は5年、飲料水は2年の保存期限である。

現在の備蓄量では万全ではないので、各家庭等での備蓄を引き続き啓発していきたい。（総務部長）

※ 水を入れれば食べられる乾燥ご飯

問 水道水の断水対策として、井戸水の活用及び市内3カ所の小中学校のプールに非常飲料用装置があるが、水質検査と点検整備は。



答 井戸水の活用は、直ちに飲料水としては、安全性など課題はあるが、生活用水、防火用水として今後、防災用井戸としての井戸の把握に努めたい。プールに設置している飲料水精製装置は定期的に点検している。

問 自主防災組織の進捗状況と、その組織への複数年の補助金の延長はできるか。

答 地域の自助、共助により防災力を向上させるため、3年間で100組織の結成を目指し、現在78組織の結成に至る。本市の組織率は全国平均とほぼ同じ68%である。補助金の継続支出については、まずは目標の100組織の取組みを優先すべきと考えている。（総務部長）

問 災害避難誘導標識を市内全域に早期設置を望むが

答 日本宝くじ協会の全額補助を受け、今年度も、2基設置を計画しており、今後も増やす検討をしていきたい。（総務部長）

吉井 猛 議員

外国人台帳制度基本構想について

問 21年通常国会に係関係法案が提出される「外国人台帳制度基本構想」は、現行の外国人登録法に替わるものとして検討されているが、人権保障と行政サービスの平等な提供に寄与するものとして意見具申するべきではないか。

※ 新たな在留管理制度に対応し、すべての市町村が在留外国人の正確な情報を把握し、住民行政の基礎とするため、適法な在留外国人の台帳制度を整備するもの。

答 外国人が生活しやすい環境の醸成に努めつつ、システム、セキュリティの安全性を国に要望していきたい。（市民部長）

「定額給付金」問題に関して、本市の事務負担について

問 「定額給付金」には反対だが、強行された場合、

地方自治体の事務負担軽減のため、住民基本台帳ネットワークシステムを管轄している国が、国民に直接通知事務を行うよう要請すべきではないか。

答 国の決定を見て、意思表示を間髪入れず行いたい。

(市長)

若年者の雇用実態把握と就労支援及び臨時職員の労働条件の改善について

問 若年者の雇用実態把握を積極的に行い、生活保護の適用、生活資金の貸し付け、その他の生活相談支援を行うと共に、市臨時職員と正規職員の労働条件格差を改善し、市民サービス向上につなげるべきでは。

答 実態把握に努め、現行の自立のための無料相談会を充実させたい。

また、臨時職員の雇用条件については、現状で対応したい。

(市長)

平井 守 議員

商工・観光・経済の活性化への取り組みについて

問 世界的な景気後退を受けて、輸出産業の各社が大幅な減産に追い込まれ、非正規雇用・派遣社員の解雇や正社員の削減等が相次いでいる。シャープは21年1月から順次、派遣社員の380人を削減し、正社員も配置転換で対応すると発表した

が、市長の見解は。

答 今後の見通し等についての考えを聞く予定である。

(市長)

問 商工費全体の予算は2億円あまりで、労働費と合わせても1%でしかない。

例えば商工会への補助金は1千万円だが、財政難といえども増額により、活性化を図るべきではないか。

答 税収減のため、来年度の予算も全体で5%の削減を考えているが、商工会は

同額でいきたい。(市長)

問 中小企業金融対策費として、融資枠は5億円分であり、融資保証料の補給・利下げ補給・損失補償預託金も計上しているが、独自の対策として、基本となる融資枠を倍額の10億円にしようか。

答 いまは5億円分の枠内で納まっている。(市長)

問 商店街活性化事業補助として、30万円の2地区・60万円しか計上されていない。三島と川原城商店街のアーケード修理への補助をどう考えるか。

答 具体的な動きが出れば迅速に対応していきたい。

(市長)



問 経済活性化・中小企業対策にむけた今後の展望は。

答 就任以来、商工業や農林業などの振興対策をどのように関与できるか、支援できるかを考えてきた。

個々の事業者の自助努力がまず第一であり、民間の事業者では対応できない公共施設の整備や教育などの分野には積極的に関与していきたいが、中・長期的目標については、明確な回答はできていない。現在手がけている総合計画づくりの中で論議を深めていきたい。

(市長)

松井真理子 議員

行政改革と行政評価及びローカル地域交通について

問 行政改革と行政評価の進捗状況、また、ローカル地域交通に対する考えと、コミュニティバス「いちよ号」のビジョンは。

答 毎月、行政改革推進本部会議を行い、19年度まで

の改革効果額は24億97万9千円であり、行政評価は、本年度540事業の事務事業評価と24施策の試行を行った。新地方公会計制度は、4月に公会計プロジェクトチームを設置し、職員研修会の実施、情報収集及び調査研究など行っている。

また、コミュニティバスは「いきいき百歳天理」を掲げ、老若男女全ての市民が本当に生きてきて良かったと実感できるまちづくりを目指すための一つの手段として導入した。(市長)

問 総務省のホームページに掲載されている127類似団体と本市の比較では、最新の18年度で、経常収支比率は127位、人件費は123位、物件費は108位、公債費以外は127位で、実質債務残高比率は、過去10年間増え続け18年は184・77%である。性質別歳出の経常収支比率は最も低い元年で87・2%だが、毎年増え18年度は112・6%。繰出金も元年は2・2%だが、これも増え18年度は15・5%である。

総務省は世界標準のプロ
グラム評価に切り替えた。

次に地域交通に関して福
住校区は、高齢化が進み、
車の運転に不安を抱える方
が増え、バスの便数が減り、
外出が困難になっている。
福住の生活交通について
どう考えるか。

※1 人件費、公債費等の経常的な
経費に、市税、地方交付税等を中心
とする経常的な一般財源収入が充当
されている割合

※2 償還すべき地方債の現在高と
債務負担行為により、支出すべき実
質的な債務額の標準財政規模に対す
る割合

【答】天理教から毎年度固定
資産税に見合う相当額の寄
附があり、それを組み入れ
ると経常収支比率はもう少
し低くなる。

既存のバス路線にコミュ
ニティバスを導入した場合、
既存の乗り合いバスが廃止
になることも予想され、今
回は見送らざるを得なくな
ったが、他市の取り組み状
況を参考にし、本市として
も研究していきたい。

(市長)

荻原 文明 議員

多重債務者対策について

【問】多重債務者相談強化キ
ャンペーンが実施され、多
重債務者の掘り起こし発見
と問題解決のための相談体
制の強化についてどのよう
に考えるか。

【答】本市では、消費生活相
談や法律相談等の市民相談
を開設しており、市民との
かわりの中で適正に相談
窓口を誘導できるように庁内
の連携を強めていきたい。

(環境経済部長)

水害対策について

【問】本市の浸水常襲地域は

洪水予報 洪水に関する注意報・警報



13カ所あるが、浸水対策と
して「雨水貯留タンク」・「浸
透マス」等の設置に対する
助成措置を実施すべきであ
ると考えるが。

※ 内径約30cm、高さ50cmのコンク
リート製で雨水を地中に浸透しやす
くするために穴がたくさんあいてい
る。貯まった雨水は徐々に地中に浸
透していく。

【答】雨水の急激な増水によ
る浸水被害が頻繁におきて
いる。抜本的対策としては、
河川改修だが、助成措置に
ついては費用対効果等も調
査研究していきたい。

(市長)

加藤嘉久次 議員

嘉幡町のゴミ焼却場 跡地の市有財産売却 について

【問】今回、約2千坪の市有
地財産を売却するにあたり、
部分的には不動産鑑定をし
ているが、全体を一括した
鑑定がされていない。田町
ガス工場跡地のときは、1
年に2回も鑑定し、売却価

格を決めた経緯がある。
きつちりと鑑定もしない
で、売却価格2億1千万円
坪当たり約10万円という積
算根拠はどこにあるのか。

【答】売却予定地の約半分に
塵芥が埋設されており、土
地の形状変更には相応の経
費負担が予想され、マイナ
ス要素が多い土地であり、
地価は下落傾向にある中で、
購入価格を総合的に勘案し
て決定した。

【問】田町ガス工場跡地は
「市が汚した土地をきちん
とするのが責任だ」と発言
され、土地の深い部分まで
の汚染状態を調査された。
今回の土地も地中には毒が
埋まっており、売却するに
あたって、なぜ深部までの
調査を行わないのか。

(市長)

また、法律的には問題が
ないとしても、公としての
行政の道義的責任はないの
か。是々非々の考え方にも
反しており、公だからこそ
持たなければいけない道義
があると思うが、どう考え
るか。

【答】県とも十分意見交換を
した後に出した結論であり、
公募するため、インターネ
ットで全国に発信したが、
わずか1社しか応募がなく、
その業者には、きちんとそ
のことを遵守してもらいた
い。

(市長)

他議会から視察に (12月～2月)

- 岩手県花巻市 (11名)
議会運営について
- 議会改革の取組みにつ
いて
- 京都府舞鶴市 (5名)
子育て支援対策につ
いて
- 埼玉県行田市 (7名)
議会改革推進特別委員
会について
- 宮城県名取市 (9名)
住民と議会との意思疎
通の充実について
- 議員の処遇と議員定数
等について
- 政策形成機能の充実に
ついて
- 千葉県野田市 (10名)
議員定数等検討委員会
について

議員定数を「2名」削減し、 「20名」から「18名」へ改正！

12月第4回市議会定例会において、議員定数の改正案2議案（4名削減案・2名削減案）が提出され、2名削減案が賛成多数により可決され、次期一般選挙（平成23年4月予定）から適用になります。

議員定数改正までの審査の経過と結果は次のとおりです。

議員定数・報酬に関する審査の経過と結果

平成19年

- 6月11日 天理市議会議員定数等検討委員会を設置（委員9人）
- 7月5日 第1回 検討委員会を開催
- 8月18日 第1回「市民と共に語る集い」を開催
- 9月29日 第2回「市民と共に語る集い」を開催
- 10月27日 第3回「市民と共に語る集い」を開催
- 11月7日 第2回 検討委員会を開催
- 12月21日 第3回 検討委員会を夜間に開催

平成20年

- 2月8日 第4回 検討委員会を夜間に開催
- 2月25日 議長に検討委員会の「答申」を提出
- 3月21日 第1回市議会定例会にて特別委員会を設置（委員9人）
- 4月10日 第1回特別委員会開催
- 5月2日 住民アンケート調査を実施
- 5月30日 第2回特別委員会開催
- 6月11日 住民アンケート調査の集計作業
- 6月26日 第3回特別委員会開催
- 7月23日 第4回特別委員会開催
- 7月24日 校區別懇談会を開催（山の辺校区／東部公民館）
- 7月25日 校區別懇談会を開催（樺本校区／樺本公民館）
- 7月26日 校區別懇談会を開催（前栽校区／前栽公民館）
- 7月28日 校區別懇談会を開催（丹波市校区／丹波市公民館）
- 7月31日 校區別懇談会を開催（二階堂校区／二階堂公民館）

- 8月1日 校區別懇談会を開催（朝和校区／朝和公民館）
- 8月4日 校區別懇談会を開催（柳本校区／柳本公民館）
- 8月7日 校區別懇談会を開催（福住校区／福住公民館）
- 8月8日 校區別懇談会を開催（井戸堂校区／井戸堂公民館）
- 8月19日 第5回特別委員会開催
- 8月30日 各種団体との懇談会を開催（市役所・5階会議室）
- 9月1日 第6回特別委員会開催
- 9月25日 第7回特別委員会開催
- 9月30日 第8回特別委員会開催
- 10月10日 第9回特別委員会開催
- 10月24日 第10回特別委員会開催
- 10月27日 三重県伊賀市議会視察研修
- 11月10日 第11回特別委員会開催
- 11月10日 議員定数及び報酬に関して「パブリックコメント」を実施～28日
- 11月25日 福島県会津若松市議会視察研修～26日
- 12月2日 第12回特別委員会開催
- 12月4日 特別委員会中間報告（定数＝2名削減・報酬＝現状維持）
- 12月17日 第4回市議会定例会
 - ※議員提案＝議員定数4名削減案否決
 - ※議員提案＝議員定数2名削減案可決

【パブリックコメントとは】

市民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、(案)の段階で公表し、市民の皆さんからご意見をいただき、それらを考慮して意思決定するとともに、提出されたご意見とそれに対する考え方を公表する制度です。

【意見集約結果と特別委員会の考えかた】

このたび、11月10日～28日に実施した「パブリックコメント」において、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、15件のご意見をいただきました。

市民の皆様からいただきましたご意見の集約結果とご意見に対する特別委員会の考え方は、次ページのとおりです。

貴重なご意見ありがとうございました。

●●●パブリックコメント意見集約結果●●●

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|---------------------------------------|--|
| 意見 ① | 定数 議論を重ねられた末の結論と 思うので、結論を尊重したい。 | 「町から町へ」などの広報誌や、「議会だより」など読んでいるが、もう少し議員の活動内容を知りたい。できればインターネットのホームページ等で公表すると、今後の判断材料となると思う。 |
| | 報酬 議論を重ねられた末の結論と 思うので、結論を尊重したい。 | |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|--|---------------|
| 意見 ② | 定数 14名 現在の70% | 必要最小限度を目安とする。 |
| | 報酬 まず現行の70%の減額を望む。議員を職業として生活の手段に考える人は不適任と思う。議員は人格が高潔で職業として議員報酬を生活の当てにしなくてもよい人になって欲しい。究極的には無報酬で、ただ名誉だけを与えたい。 | |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|-------------|---|
| 意見 ③ | 定数 5～10名 | なぜ18名の議員定数が必要なのか？ 定数を削減したら報酬も減額できると思う。 |
| | 報酬 | |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|-----------------|---|
| 意見 ④ | 定数 10名～15名 | 現職の議員は在職年数の別なく、財政状況は認識しているはずである。議会で意見をまとめて行政と対峙すべきである。財政危機を訴え改善に導くのが議員の第一の責務だと思う。行政に対して発言し、市民に向かって説明できる議員は、10～15名いれば十分である。議会だよりを読んでも実感する。 |
| | 報酬 35万円～45万円 | |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|--|---|
| 意見 ⑤ | 定数 今の人口に対してどれくらい議員が最低限必要で、議会運営上必要なのか、一般市民にはわからない。 | 一年のうち、どれくらいの割合で議会運営が行われているのか、議員一人の一年間の活動費用など平均するとどれくらいなのか、一般市民には何もわからない。兼業している議員もいる。国会議員のように毎日議員活動しているのであれば、それなりの評価に値する。議員報酬以外の文書料等は、この報酬に含まれているのか。はっきりわからないので答えられない。 |
| | 報酬 | |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|-------|---|
| 意見 ⑥ | 定数 | <p>①奈良県は、かつて日本の中心であった。それにふさわしく全国の市町村をリードする新しい試みをどんどんやってほしい。矢祭町の試み、率先してやるべき。地方自治変革のリーダーになってほしい。気概をもってほしい。</p> <p>②天理市は全国でも稀な宗教都市であるが、天理教関係者以外も気軽に訪れる街になればと思う。例えば花博がかつて開催されたが、一年中花博をやっているような、花と緑の豊かな街になってほしい。外国人観光客が京都、奈良、プラス天理にもくるような、そんな街に。自然いっぱいの潤いのある街に。</p> |
| | 報酬 | <p>③最近食べ物の問題がいろいろ起こっている。地産地消とよく言われ、地域の農産物を地域で消費することが健康にいいと言われている。市内農家の支援と市民の健康増進のために。野菜の直売所を設置しては。(市民に活気が出ると思う)</p> <p>④以上の観点から定数半分、報酬半分にし、削減した予算で上記の施策を展開すべきと考える。(無報酬ボランティアでも良いと思う) その方が天理市を何とかしよう、熱意のある人が集まってくるかもしれない。よりよい天理市をつくろう、そういう意欲のある人達の活躍で素晴らしい街になることを期待する。</p> |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|-------|--|
| 意見 ⑦ | 定数 | <p>原案18名を更に1~2名減し、17~16名とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口は多分に動的である。天理市の固定人口数を勘案すべきである。 2. 地方都市としての実態に即して考えるべきである。理想的発想を廃すべきである。 3. 議事運営がより能率化される。(16名で民意反映は可能) 4. 公務員削減の時勢である。 5. 天理市活性化の垂範となるべきであろう。 |
| | 報酬 | <p>原案(同額52万円)は、地方都市の実態から、更に削減すべきである。当市公務員の平均給与所得を目途として考えるべきである。(例えば報酬の1割カットなど)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議員活動を特別職活動とみたり、公選職とみるのは間違いで、一般の民意代表活動である。 2. 名誉職的専門職と認められる。 3. 専門報酬としては高額すぎる。カットしても生活してゆける。(一般市民参照) 4. 給与カットを要する時勢である。 5. 議員活動の為、他に「政務調査費」等が併給されている。 6. 常勤的勤務でない。 |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|-------|---|
| 意見 ⑧ | 定数 | <p>議員定数に関して人数の算定がどのようにされたのかが見えてこない。情報化時代にふさわしい方法を提示すべき。</p> <p>一般市民の一日の労働時間(8~9時間)から、議員が個人的な利益のためにどれだけの労働時間を費やしているかを差し引いたものが公的な労働時間になる。</p> <p>注意、一般市民も議員も労働時間は同じである。</p> <p>注意、公的時間の利用の仕方は特別なこと以外は自由である。</p> <p>各議員の公的時間を加算すれば、一日の総時間数がでる。</p> <p>例えば、個人的利益に多くの時間をとられている議員が多くいる場合は、公的総時間数が少なくなり、議員数を増やさないと、責任を果たすことが出来なくなる。これは市民にとっては不利益である。</p> <p>逆に、責任を果たすのに必要な時間数がわかれば、議員数が算定できる。過剰か不足かによって、次の報酬の提案に関係する。今回の決定は人数を減らしても責任を果たせると言う事を自覚されたことだと理解した。</p> <p>例えば、責任を果たすための公的総時間が議員の中の最低基準(最も短い公的時間)に人数を掛け合わせたものなのか、もしも、もっと必要だと試算しているなら、最低基準の議員は何らかの自</p> |

意見 ⑧

報酬

己犠牲を払うことになる。あるいは他の議員の負担につながる。あってはならないことであるが、存在するはず。そこで、報酬の問題に関係してくるが、報酬が平等なんて考えがおかしいと思う。

常識的な報酬が与えられなければならないが、それが妥当だと言うことはいえない。なぜなら、議員人数に関係してくるからである。

例えば、責任を果たすのに20名必要としているのに18名しかいない場合、二人分の労働を誰かが負わなければならない。これは一般労働で言えば、超過勤務に当たる。これは報酬に反映されなければならないと思う。

議員の報酬の算定はお金に余裕の無い人でも十分成り立っていけるように配慮されるべきであるが、公的時間が少ない議員まで同等の報酬を与える必要性は認められない。

議員の家族の生活設計を明確に提示し、基本的報酬に対して少ない場合は要求すべきであり、多い場合は返金すべきである。これらを公示して市民の判断を委ねるべきである。(そのために4年毎に選挙がある。)

意見 ⑨

| | 意見の内容 | 理由 |
|----|----------|---|
| 定数 | 9名~10名 | 現在の20名定数の根拠はどこにあるのか。立場が違えば勝手な意見に聞こえるが。それよりも10名の定数でどの様にすれば更に良い市民サービスに繋がるのかを考えてみては。 例) 削減した予算で、天理市内外より、或る程度以上の規模で企業経営の幹部として実績を積んだ人々及びその他有識者に依頼し、主要課題について諮問できれば、市民の側に立つ意見が得られ、より開かれた市政が可能となる。 |
| 報酬 | 現状のままで良い | 議員それぞれ、収入の多い少ないがあっても仕方ない。一方、議員が安定した一定の生活が出来る収入でなければ正しい市民サービスに安心して行動出来ないと思う。 我々市民から見て、議員になりたい人より議会に出てほしい人に議員になってほしい。それが地域の為、延いては天理市の発展につながると思う。 |

意見 ⑩

| | 意見の内容 | 理由 |
|----|------------|---|
| 定数 | 16名とする意見 | 18名とは、現行より1割減であり、諸状況から、一寸、あいそこに、付き合い上減らしたとの感じにしかとれない。2割減とすれば議員も頑張ったなとなるのではないかと。市民感情とはそんなものでしょう。市の行政当局が、血のにじみ出る節減努力をしている姿を見ると、ここは議員も一肌脱ぐべきではないか。 |
| 報酬 | 現行でよいと言う意見 | 現行の金額より色々引かれて、いくらの手取りになるか、具体的にはわからないので、なんとも言えないが、私は本来もう少し多い方がよいと思う。やはり、議員は市民より選ばれたという「ほこり」もあると思うし、これは大事にして、仕事もせねばならないと思う。 |



| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|---|--|
| 意見 ⑪ | 定数 20名のままでよいと思う。 むしろ少し（2～3名）増やしても良いのではないかとさえ思う。 | 天理市の人口は69,000人。20名なら1人について3,450人ずつの市民の声を受け持っている。今のように、生活、福祉など様々な問題が沢山あると、なかなか市民一人一人の声や要求は市議会に届きにくいと思う。もっと議員が市民の生活に直接触れるようになるためには、減らすなんてことはあり得ないと思う。 |
| | 報酬 今のままでよい。あまり安いと、やる気がしないと思う。 | 少し減らしたところで、あまり大きな額ではないし、今の金額でも安すぎる。議員は24時間、市民のために生きているのだから、それなりの報酬は、もらってももらい過ぎではない。（ワイロなどは絶対いけない）国民の中に、働いても貧乏と言う現象が起きているが、ポロ儲けしている悪い人もいるのだから、報酬は下げなくてもいいと思います。 |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|--|--|
| 意見 ⑫ | 定数 議員定数は18名～16名でも良いと思う。 女性の議員も女性にとっては多いほうが良いと思う。 | 本当に天理市民の為にお仕事をして下さる方だけ頑張っていたきたい。 |
| | 報酬 52万円～60万円 | 政治家としての知識を身につけ、私たち市民の為に働いている方なら、私にはわからないが、今の月給でも頑張してほしいと思う。 でもサラリーマン感覚、金儲け、自分の身内の為に選挙に出て、人間としてのルールを守れない議員には、天理市には金が無いのにほっとけない。10万円～11万円が良い。 |

| | 意見の内容 | 理由 |
|---------|----------------|--|
| 意見 ⑬ | 定数 中間決定案に反対 | <p>この中間決定案の「議員定数について」からは、2名削減するそれなりの確かな理由が理解できない。</p> <p>私が削減案に反対する理由は</p> <p>1. 中間決定報告書でも指摘されてるが、「議事機関」としての議会は、大きくいってその基本機能として、</p> <p>①それぞれの地域の住民の意思を代表する機能</p> <p>②自治立法権に基づく立法機能</p> <p>③執行機関に対する批判・監視機能</p> <p>を持っている。</p> <p>もともと法定定数は30名であり、すでに20名（現行）と大幅に削減されている。</p> <p>今すべきことは上記の重要な機能を持つ議会として、議会での議論が住民の利益を十分に反映して活発に行われているかどうか。住民本位の条例が検討され、作られているかどうか。執行機関の行政に対するなれあいのない監視・批判が住民の立場に立ってきちんと行われているかどうかなど、議会が住民の代表機関としての役割を、その機能にふさわしく果たしているのかどうか、このことこそ問題にし、徹底的に検討するべき時ではないか。</p> <p>「平成20年度議会要覧」に市議会の状況が報告されている。いろいろ努力もされていると思うが、例えば予算や決算の特別委員会の審議時間の少なさ、一般質問者の数の少なさ等々には、本当のところ驚いた。</p> <p>国の制度や法律が、ここ数年猫の目のように大幅にクルクル変わる中で、それが住民にどんな影響や痛み、困難等を与えているのか等々、審議することはたくさんあると思う。</p> |

| | | |
|---------|----|--|
| 意見 ⑬ | 定数 | <p>2. 確かに厳しい経済状況の下で、地方交付税の削減など、地方財政も厳しい状況が続いている。そのため財政難を理由にした福祉施策の切り捨てなど、自治体リストラが進められる中で、住民の無駄な支出はなくしてほしいという声も高まっている。徹底して無駄をなくすことは必要だが、福祉施策を削る口実に議会も痛みをという議論は、住民福祉を自治体の主要な任務として、住民自らが議会を通じて自治を担う地方自治を掘り崩す結果を招いてしまうことにならないか。</p> <p>「要覧」によれば、平成20年度の議会の予算は一般会計の1.2%とある。98.8%の残りの経費が住民にとって本当に無駄なく、効率よく住民のために使われているのかどうか、チェックする議会の役割は今とても大きいと思う。その議会の議員の数は、もうこれ以上削減するのは絶対に反対である。</p> <p>以上のような理由から、今取り組むべきことは議員定数削減ではなく、議員本来の役割を発揮することだと考える。</p> <p>議員の定数削減についての徹底的な審議を心より願う。</p> |
| | 報酬 | <p>校区別懇談会での委員長の報酬明細の説明は、手取りで27万円前後との事から、決して多い額ではないと思う。</p> <p>ただ政務調査費については検討の余地があるように思う。</p> |

| | 意見の内容 | 理由 | |
|---------|-------|--|--|
| 意見 ⑭ | 定数 | <p>奈良県の各市の人口と議員定数を一覧表にして比較することも。</p> | <p>定数は他市の実態を知り参考にしたい。 18名がいいか悪いかの判断資料として必要。 ※議員定数についての公聴会なるものが市役所5階で何回か開催された。その時に質問したがそのままになっている。私もあえてそれ以上要望しなかった。この質問書に比較するものが何もない。</p> |
| | 報酬 | <p>政務調査費、賞与（民間にはある）もあるのだから、年間の総支給額が知りたい。</p> | <p>全国の実態を知り参考にする。</p> |

| | 意見の内容 | 理由 | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|--|-----|-----|--------|--|-----|--------|--|-----|--------|
| 意見 ⑮ | 定数 | <p>議員の法定数は、半世紀前に定められたものであり、この定数にとらわれることなく、現実に即した議員数に改めるべきものとする。現行の20名を2名減員し18名にするとの中間決定案には賛成するが、今後も引き続き議員数の削減を検討していただきたい。</p> <p>現在20名⇒中間決定18名⇒次回改定時は16名</p> | <p>2名減員し18名にした場合の、議員一人当たりの市民数は、3,888人となり、現行の県下各市の平均と比較すると若干上回るが、奈良市、生駒市、橿原市と比較すると大きく下回る結果となる。今後も、著しい人口の増加は期待できないと思われる。人口が現状で推移するものと仮定した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>議員数</td> <td>20名</td> <td>3,500人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18名</td> <td>3,888人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16名</td> <td>4,375人</td> </tr> </table> <p>となり、県下各市の平均を大きく上回ることになる。</p> | 議員数 | 20名 | 3,500人 | | 18名 | 3,888人 | | 16名 | 4,375人 |
| | 議員数 | 20名 | 3,500人 | | | | | | | | | |
| | 18名 | 3,888人 | | | | | | | | | | |
| | 16名 | 4,375人 | | | | | | | | | | |
| 報酬 | <p>議員報酬は、現行の月額52万円、議長64.5万円、副議長55.8万円とする中間決定であるが、現在各都道府県、市町村では報酬見直しの気運が高まってきている。既に大阪府、大阪市においては減額実施されている。</p> <p>本市の財政状況に鑑み、此の際、議員報酬は減額すべきである。</p> <p>議員の定数を2名減員することにより、報酬総額は削減されることになるが、それをもって、議員の報酬を現状維持することは、市民感情として理解できない。</p> <p>県下各市の平均値を参考にして、議員報酬50万円に、議長報酬は62.5万円に、副議長報酬は53.5万円に減額しては。</p> | | | | | | | | | | | |

パブリックコメント意見に対する特別委員会の考え方

今回、お寄せ頂いたご意見に対して、特別委員会としての考え方を明らかにします。

まず、議員定数・報酬の両意見において、共通する問題提起がございました。

一つは、「議員活動、議会活動の実態が分からないから答えられない」「議員を職業として生活の手段に考える人は不適任」「議員活動を特別活動としたり、公選職とみるのは間違いで、一般の民意代表活動である」「名誉的専門職と考える」「常勤的勤務ではない」というご意見です。

以上の問いから、議員・議会とは何か？その職責は何か？改めて確認したいと思います。

平成20年、第169回通常国会において、議会活動の範囲の明確化と議員の報酬に関する規定の整備に関する地方自治法の一部を改正する法律が成立し、平成20年6月18日に公布されました。この改正では、議会活動の範囲の明確化を図るため「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」という内容を条例に加えました。

これまで地方自治体の議会は、本会議や委員会活動のほか、議会における議案の審査や議会運営の充実を図るため、各派代表者会議、全員協議会、正副委員長会議等が開催されてきました。しかし、これらの活動は、地方自治法に定めがないという理由で正規の議員活動とは見なされていませんでした。これに対して、実態に合わない解釈を生み出すとして、全国の自治体議長会三団体（「都道府県議会議長会・市議会議長会・町村議長会」をいう。）は条文等の改正を求めてきました。

衆議院・参議院における審議経過においても、議員の活動環境を極めて狭く設定している現行制度を、分権時代にふさわしい議員活動が展開できるようにするために、議員の職務として活動できる領域を拡げて捉える必要がある。その際、選挙活動であることが外形的に明らかである場合などを除き、議員としての職務活動はできるだけ幅広く認めるべきであることが明らかにされています。

この間、議員の職務の特殊性にあまり目が向けられませんでした。その事が議員・議会の職務を見えにくいものとしてきたと考えます。全国の自治体議長会三団体からも、国会議論の中でも、次のような特性を明確にしてきました。

第一に、議員は住民の直接選挙により選任される公選職である。公選職としての議員は、上司の下で時間的・場所的に管理される存在ではなく、住民の代表者として自律的に判断し、その責任を住民に対してとる政治家である。

第二に、議員の職務は、住民を代表してその意思を当該自治体の政策運営に反映させ、首長等の事務事業執行を監視するという目的を達成するために行われるものであるが、その活動が職務遂行であるかどうかを活動の行われる場所が議会内であるか否か

によって判断すべきではない。

第三に、一般職の公務員の職務が一定の指揮管理の下において行われる活動を指すのに対し、議員の行う調査研究や住民意思把握のための活動は、当然のことながら指揮監督する者が存在せず、議員の個人の判断により行われていることから、一般的な公務の範疇と同列に論ずることは適当でない。

第四に、合議体としての議会の機能を適正かつ効率的に果たしていくためには、その構成員たる議員同士が、一定の運営・管理のルールを定め、その遵守のもとに活動することは当然である。それゆえ、議長や会派による議会の運営・管理に含まれる活動が議員としての職務であることは明確である。

今回の改正は、議員の職務活動の範囲を公選職にふさわしく拡大する方向へ向かう一歩と捉え、法律上の議会活動として明確化された各派代表者会議等の活動を通じて、議会運営等のさらなる充実・活性化が求められていると捉えています。そうした考えを明らかにして、一つ目の問いに対する回答とします。

二つ目は、「議員定数を削減し、その予算で自然いっばいの潤いある街づくりや、農業の振興を」「財政健全化のために減額すべき」としたご意見です。

以上の問いに対しては、この間の議会議論を明らかにしながら確認していきたいと考えます。

北海道夕張市が赤字再建団体に陥ったことなどを背景に、2007年、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。2007年度決算から、首長は、「健全化判断比率」（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を議会に報告し、健全化判断比率のいずれか一つが早期健全化基準を超えると、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経なければならず、「再生判断比率」（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率）が財政再生基準を超えると「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経なければならないことになりました。

いま、どこの自治体も、二重の意味で「徹底」を求められています。一方で情報公開と住民参画の徹底、他方で行財政改革の断行です。しかも、「住民サービスは行政だけが担うのではない」という時代が到来しています。これは、行政活動を後退させるということではなく、住民自治の強化と住民協働の促進という観点に立って住民・民間が担う「公共空間の形成」を図っていくことを要請するものであると考えています。

他方で、今後の歳入縮減の中で、政策の精選と予算の減分を貫徹していかなければならず、特に予算編成過程と財政診断の情報公開が不可欠であります。一般会計、特別会計、企業会計、公社の関与団体等の連結決算を行い、全会計を明らかにしなければなりません。そして、これまでのような住民満足度を

高めるのではなく、不満足でも住民の納得を得ることができかどうかという、自治体のあり方の基本が問われていると考えます。そのためには、将来世代に安易に負担を付け回さないという意味で責任ある持続可能な行財政運営を実行できなければならないことから、この財政規律の確保の点で、議会の判断はますます重大になりつつあると認識しています。議会は、この重責に答えていかれるかどうか、その姿勢が問われています。議員と議会が、あれもこれもと執行部に歳出を促す時代は終わったという認識を強く持つと共に、住民・行政・議会が協働した市政運営のあり方を強く推進するために、議会・議員の存在意義を確立していくべきと受けとめています。

現在、天理市財政における歳出総額で議会費の占める割合は約1%です。不当に多く占める割合と考えることは出来ません。その他の問いの中でも「市民感情を汲んで減額するべき」とするご意見もござ

いました。結局、財政や市民感情の背景には、一つ目の問いで明らかにしている議会の職務の遂行が市民に見えてこなかった事の要因が大きいと考えます。そうした意味における議会改革は早急な課題であると考え、現在具体的な検討と共に実施に向け「議会基本条例」の制定に向け取り組んでいるところです。そうした考えを明らかにして、二つ目の問いに対する回答とします。

その他にも、わが国の選挙制度そのものが問われる課題をはじめ、貴重なご意見を沢山頂きました。心よりお礼申し上げますと共に、引き続き「議会基本条例」の作成、制定に向けた議会改革議論の中で、頂いたご意見を反映させるべく取り組みを進めていくことを明らかにし、パブリックコメント実施に対して、ご意見を頂いた方々への議会改革推進特別委員会としての考え方とします。

◎議会改革推進特別委員会中間報告(要旨)◎

本特別委員会は平成20年3月市議会定例会において、昨年、議長の諮問機関として設置された「議員定数等検討委員会」の「答申」を尊重し、議員定数・報酬・政務調査費に関する内容を含め、市民に開かれた身近な議会へと改革を成しえる為に、「議会基本条例」の制定に向けた取り組みを、推進する機関として設置されました。

具体的な検討課題として、「会議の活発化のために会議規則や、実質的な審議のあり方を考える」「開かれた議会のために、情報公開や会議の公開を進める」「議会の政策立案機能や審議機能強化を図る」「監視機能の強化を図る」「議会経費の考え方を検討する」「議会活動支援体制の整備を図る」「議員の能力向上に向けた研修体制等の強化を図る」という、7つの課題と共に、議員定数・報酬・政務調査費について議会が、市民に対して、説明責任を果たしていく為の討議を深めているところです。

本特別委員会設置当初に、各議員より「今日の市民意識に答えるべく、議員定数・報酬については、年内に一定の見解を示すべき」という声が多く出され、確認がされてきたことから、第7回～9回における特別委員会には、委員外議員全員の出席を求めると共に、議員全員よりの意見書の提出を求めながら議論を深めてきました。

その全体討論では、アンケート結果や懇談会での参加者からの意見を踏まえての意見を求めたところ、議員定数については、行財政改革と議会の機能との両面の議論に集中し、定数14人、16人、18人、現行の20人、それぞれに意見が分かれました。

行財政改革の意見からは、「議員削減は当然であり、少数精鋭でやるべき」との主張がなされ、反対意見としては、「大きな定数削減は地方分権推進が求められる現在において、市民の声を行政に反映できなくなり、議会本来の機能を低下させる」との主張が交わされました。また、「人口・面積・校区の

実情や類似市からの平均的数値をはじめ出し、根拠とするべき」とする主張もなされてきました。

報酬については、類似市との比較や議会、議員としての活動のあり方、議員の責務、報酬の定義などについて議論が交わされると共に、期末手当の見直しの必要性や市の部課長級の給与を参考とするべきとの意見もありましたが、現状維持の意見が大半を占めました。

こうした議論を受け、第10回特別委員会において、アンケートの結果や懇談会での参加者の意見及び提出された意見書並びに3回の議員全員による全体討論を踏まえ、委員長より議員定数、報酬についての中間決定(案)を提示し、本特別委員会では採決の結果、賛成多数で、議員定数については、2名削減し、議員定数を18人とし、次期一般選挙より実施する。報酬については現行の52万円(議長64.5万円・副議長55.8万円)とすることに決定しました。

なお、第11回特別委員会では、決定した議員定数及び報酬についてパブリックコメントを実施することを確認し、第12回特別委員会では、パブリックコメントを受けて再検討がなされる中、委員会として中間報告書の最終決定をし、本日より開会した12月議会定例会において、議会改革推進特別委員会の中間報告を行うに至りました。

最後に、本特別委員会の調査事項である政務調査費及び議会改革推進に向けた「議会基本条例」について、政務調査費に関わる使途基準及び「議会基本条例」に関わる諸課題の具現化にむけ今後も調査研究し、議論を深めていくことを明らかにし、以上をもって、本特別委員会の中間報告といたします。



多くの他市議会から本市を視察訪問！

開かれた議会、市民に身近な議会をはじめとする議会改革について、昨年と一昨年に開催した「市民と共に語る集い」や「校区别懇談会」「各種団体との懇談会」について、また、「議会基本条例」の制定について、全国各地より多くの議会が、本市議会の取り組みを視察訪問に来られています。



花巻市議会からの視察の様子

貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を底上げすることを求める意見書(要旨)

日本に貧困が急速に広がっている。労働分野、社会保障分野において、貧困を防止し、あるいは貧困から救い出す社会の仕組みがきちんと機能せず、人々の生きさえ脅かされている。いま、市民の間に将来に対する不安は確実に広がっている。

憲法25条が規定する生存権の保障は国の責務である。ところが、国は全国各地に広がった貧困の実態を正視していない。このままでは、ますます貧困が広がり、市民の「健康で文化的な生活」を実現することは困難となる。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 「経済財政運営と構造改革に関する基本指針2006」(骨太の方針2006)で打ち出された社会保障関係費を毎年2200億円削減する方針を撤回すること
- 2 不安定就労者や低賃金労働者の雇用関係の改善に取り組むこと
- 3 地方に責任と費用負担を押しつける安易な権限移譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年金や生活保護などの社会保障制度を充実させること

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(要旨)

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせた。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっている。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつけない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題である。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体である。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることによって困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

国においても、社会の実情を踏まえ、問題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める。

編集後記

昨年来の世界的な景気後退の影響が市内でも見受けられますが、新年を迎え、皆様方の日常生活の安心・安全を心から願っています。

明るい話題の一つはアメリカの新しい大統領にオバマ氏が就任し、その手腕に期待されているなか、何よりも経済対策の成功が目まぐるしく見えています。日本では2兆円の定額給付金をめぐる論議が国会でなされていますが、消費の拡大を通じた景気回復を願わずにはいられません。

市議会ではいま『市民と歩む議会』をめざして、様々な「議会改革」に取り組んでいます。市民への説明責任を果たす全国的なモデルとなる「議会基本条例」の制定に向けて、今後とも皆様方のご意見やご要望をお寄せください。